

平成15年、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)を制定。9本の事業分野別計画を一本化し、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に実施

計画期間5年(第1次「社会資本整備重点計画」の計画期間は、平成15～19年度)

社会資本整備重点計画は、社会資本整備について、計画期間中、どのような視点に立ち、どのような分野に重点をおいて事業を行おうとするのか、投資の方向性を明確に示すもの

## 9本の事業分野別計画

道路

交通安全施設

空港

港湾

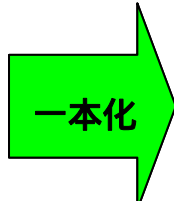
都市公園

下水道

治水

急傾斜地

海岸



重点化・集中化のための  
計画に転換

注・二重枠の事業分野別計画は、各々の緊急措置法があったもの

## < 社会資本整備重点計画(第1次) > (平成15年10月閣議決定)

平成15年度以降の5箇年間を計画期間

### 対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸(民間との連携による取組やソフト施策も含む)

### 主なポイント

国民から見た成果目標(アウトカム目標)を明示

・「暮らし・安全・環境・活力」の4分類に沿って、15の重点目標及び35の指標を設定

社会資本整備の改革方針を決定

・事業相互間の連携の強化

・事業の構想段階から住民参加を推進

・技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化

・事業評価の厳格な実施などPLAN・DO・SEEの強化

・入札・契約の適正化

・PFIなど民間資金・能力の活用

・国庫補助負担金について地方の裁量の向上

国・地方公共団体・国民の間の対話手段として活用

### 社会資本整備に係るPLAN・DO・SEEの強化

